

東京都建築物環境計画書 説明会に関する問合せ

項目	質問	回答
P 1 6	住宅＋非住宅の複合用と評価では、省エネ計算値（一次エネルギー消費量）の入力を、すべて非住宅部分に入力すると考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
P 1 8	非住宅の取組評価書記載項目【3 2】（設備機器からの人工排熱対策）については、以前提出については任意と思いますが、今回から必須項目となったのでしょうか。	説明会で使用した資料に誤記がありました。今までとおり、任意項目になります。（H P 上には修正したものを掲載しています。）
追加質疑	7月より計画時の提出資料で未作成の資料に関する「チェックシート」が作成されるとお伺いしましたが、こちらの活用イメージは具体的にどういったものでしょうか。	計画時の取組評価書への記載事項については、添付資料による根拠の確認ができませんので、確認申請等の提出予定日や、添付すべき資料の準備具合等の活用に使いますので、建築物環境計画書提出の際は必ず添付するようお願いします。
追加質疑	現在、H P 上でダウンロードできる取組評価書についてですが、エクセルシート最上段の「用途」が選択できません。こちらは選択なしのまま作成を進めても宜しいでしょうか。	7月15日からH P 上に今回の説明会に対応したExcel様式を掲載していますのでこちらを使用するようお願いします。 URLはこちら⇒ http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/documents.html なお、旧様式で作成している場合には、東京都にご相談いただくようお願いします。
追加質疑	6月末に提出予定の環境計画書（非住宅複合用途）についてお伺いします。 省エネ計算が改正省エネ法に準じていることから、取組評価書の作成を説明会内容に準じ、非住宅部分の主たる用途の評価分として作成しても良いでしょうか。ただし、省エネ届出書の添付等は従前の手続きに倣い、必要箇所の添付をするようにします。	省エネ法に基づく省エネ計画書をPAL*（BPI）、一次エネルギー消費量(BEI)で作成した場合には、説明会(スライド30)で説明したとおり、非住宅部分全体を対象として1葉の取組評価書（Excelシート）を作成していただくことになります。 したがって、取組評価書への記載内容は非住宅部分全体について記載していただくようお願いします。
5. その他の項目について	手続き見直し後の計画時届の提出後の対応について、おそらく計画時は暫定的に記載して（省エネ計算値等）、省エネ計算後、変更届を行うことになると推察されますが、結果として現在の計画時の審査が、変更届時に移るだけで、審査内容が改善されないと思われるのですがいかがでしょうか。	これまでも、建築物環境計画書（計画時）届出は、計画段階の値等を記載していただいていた。 省エネ計算を実施後に、BPI、BEIの値が確定したからといって、必ずしも変更届を必要とするものではありません。説明会(スライド43)で説明した変更届が必要な場合（規則第12条第2項）に該当した場合にのみ変更届が必要です。 すなわち、省エネ計算の結果、計画時からの数値の変動により評価段階が変更となるような場合には、変更が必要となります。 なお、延べ床面積については、増加した場合には変更届が必要になりますので、注意するようお願いします。 Ex.建築物環境計画書（計画時） PAL*低減率 10%（評価段階2） ⇒省エネ計算後 PAL*低減率 12% ⇒変更届 不要 （評価段階不変） ⇒省エネ計算後 PAL*低減率 9% ⇒変更届 必要 （評価段階2⇒1変更） ⇒省エネ計算後 PAL*低減率 20% ⇒変更届 必要 （評価段階2⇒3変更）